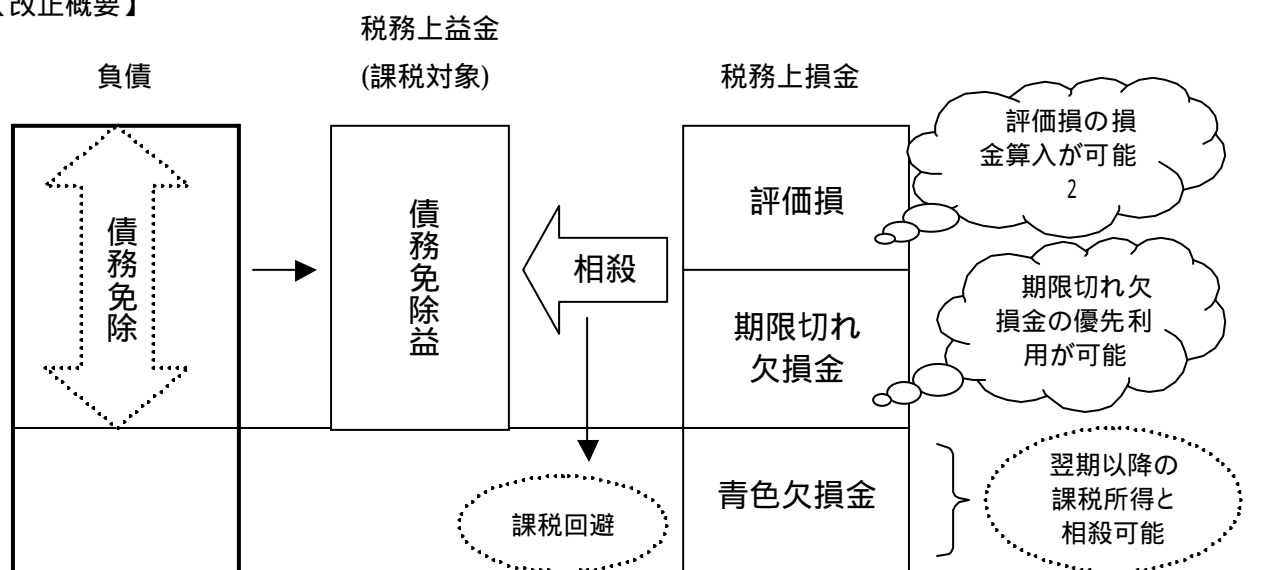


企業再生の円滑化を図るための税制措置（法人税、住民税、事業税）

迅速な企業再生を支援する観点から、民事再生法等の法的整理に加え、これに準ずる一定の要件¹を満たす私的整理において債務免除が行なわれた際、評価損の損金算入²及び期限切れ欠損金の優先利用を認める（私的整理のうち、整理回収機構や中小企業再生支援協議会が関与する私的整理及び私的整理ガイドラインに基づく私的整理が対象となる見込み^{1、3}）

【改正概要】



青色欠損金...通常所得と相殺可能な7年分の繰越欠損金
 期限切れ欠損金...通常所得との相殺期限(7年間)が切れた欠損金

【効果】

債務免除益への課税を回避することが可能。

資産売却による損の実現を待たずとも評価損の計上出来るため、迅速な事業再生が可能。

再建期間中に発生する所得と相殺可能な青色欠損金を温存することで、再建期間中の課税負担を抑え、早期の事業再生が可能。

1

「一定の要件」とは以下のような見込み。

- 一般に公表された債務処理の準則に従って計画が策定されていること
- 適正な資産評価が行われ、その評価に基づく貸借対照表が作成されていること

で作成した貸借対照表に基づき債務免除益が決定されていること

2 以上の金融機関による債権放棄が行われていること（整理回収機構は単独放棄でも可）

（ ～ については第三者機関等の認証を得ているものに限る）

2

評価益がある場合には併せて計上し益金算入。

3

正式には、各手法毎に資産評価の基準の策定等の所要の見直しを行った後、文章照会により本制度の対象となる旨明確化される。